

2020年7月25日

第4回：米中摩擦は香港の位置付けにどう影響を与えるか
終わらない米中摩擦は、どの様に香港に影響を与えるか

1. 米中摩擦（報復関税合戦）の経緯

米中貿易摩擦（報復関税合戦）は、1年以上継続し、2019年12月に一次合意が実現したが、経緯は、以下の通り。

① 2018年7月

米国：半導体、航空、ロボットなど、約800品目（340億米ドル相当）に対し25%を課税（後に30%が宣言されたが、一次合意で25%に据え置き）。

中国：大豆など約500品目（340億米ドル相当）に対し25%を課税。

② 2018年8月

米国：半導体、化学品、鉄道車両など、約300品目（160億米ドル相当）に対し25%を課税（後に30%が宣言されたが、一次合意で25%に据え置き）。

中国：自動車など、約300品目（160億米ドル相当）に対し25%を課税。

③ 2018年9月

米国：家具・家電など、約5,700品目（2000億米ドル相当）に対し10%を課税（後に25%⇒30%が宣言されたが、一次合意で25%に据え置き）。

中国：液化天然ガスなど、5,200品目（600億米ドル相当）に対し5%、若しくは10%を課税（後に25%）。

☆ この段階で、米国は中国からの輸入品のほぼ半分。中国は米国からの輸入品のほぼ70%に対して特別関税をかけた。

④ 2019年5月

米国：2,000億米ドル（③）に対して課税していた10%の関税を25%に引き上げ。

⑤ 2019年6月

中国：600億米ドル（③）に対する追加関税を5%・10%から25%に引き上げ。

米国：まだ課税されていない3,000億米ドルにも追加関税をかけると宣言。

3,000億米ドルは、1,310億（家電・衣料）、1,650億（スマホ・ノートパソコンなど）に分かれる。

⑥ 2019年9月1日

米国：⑤で宣言した1,310億米ドル（腕時計型端末・スマートウォッチ、半導体メモリーなどデジタル家電関連のほか、衣服や靴などアパレル用品。消費財を中心に3243品目）に対し15%を課税。

⇒後に、一次合意により7.5%に引き下げ。

⑦ 2019年10月

米国：①～③を25%から30%に引き上げ

⑧ 2019年12月15日

米国：⑤で宣言した1,650億米ドル（スマホ・ノートパソコンなど）に対する15%の課税が予定されていたが、直前で実現した一次合意で見送り。

中国：2019年9～12月に、これまでに対象となった分を含め、農産物・原油に5～10%上乗せ。12月に、自動車、自動車部品に関する報復関税を復活すると宣言していたが、一次合意により見送り。

中国は米国から農産品などのモノやサービスの輸入を、2年間で2,000億米ドル増やすことを公約（5割増を意味する）。

2. 米中摩擦が香港の貿易に与える影響

① 香港の貿易取引の概要

香港の貿易取引に占める中国本土の割合は大きく、2018年実績では、輸出では55%、輸入では46.3%を占めている（第3回レジュメ参照）。

これらの大部分は、インボイススイッチ取引である。

香港の輸出取引に占める対米割合は、2019年は7.6%だが、香港原産品は0.1%であり、他国・地域原産品は7.5%（インボイススイッチ）。他国・他地域原産品の内、中国本土品が

占める割合は 77.6%を占めている。

⇒ JETRO「ビジネス短信」より。

② 米中摩擦の影響

香港の貿易に占める中国原産品の割合は大きなウェートを占めているため、米中貿易摩擦により、両国間の貿易額が落ち込めば、香港も影響を受ける。

⇒ 香港統計処の集計では、2019年の輸出額は、前年比▲4.07%となっている。

一方、香港に関する制裁措置（米国・香港政策法の優遇撤廃）に関し、中国が貿易取引上のダメージを受ける、若しくは香港の機能が失われるという様な報道があるが、根拠に乏しい。

⇒ そもそも、香港の対米輸出に関しては、香港原産品の割合は、0.1%しかない。

大部分は中国本土原産品であり、元々優遇は受けられていない（香港企業がインボイス・スイッチで販売しても、中国原産品なら報復関税の対象）。

3. 米中摩擦が香港の位置付けに与える影響

香港の産業は、第三次産業が 93.1%を占める（2018年）。その内、貿易・販売、金融、不動産、物流の4分野で約7割を占める（第3回レジュメ参照）。

金融は、「中国本土企業にとってのIPO拠点」、「オフショア人民元のセンター」としての機能を有しており、中国本土としても重要。

⇒ 中国のテコ入れも期待でき、一定の地位と経済価値は維持される可能性が高い。

但し、米中摩擦の関係で、中国、香港の金融機関に米ドルの取り扱い制限などが科されると、状況は一転する。

① 香港自治法では、香港の自治侵害に関与した人物と、その人物と取引がある金融機関に、制裁を加えることができると規定。

⇒ 中国や香港の銀行に米ドル取扱い制限などを課す懸念がある。

尚、米国・香港政策法には、米ドルと香港ドルの自由兌換とペッグを保証しているが、この優遇が無くなってもペッグ自体は維持できる（香港に十分な資産があれば）。

ただ、香港の金融機関に対して米ドル取扱い制限が課されると、金融機能は大きく毀

損する。

- ② 米国が、中国本土、香港の金融機関に米ドル取扱いを制限すると、中国は人民元の国際化（自由兌換）で対抗せざるを得なくなる。

その場合、香港の金融機能は大きく損なわれ、中国の単なる一地域となる。

⇒ 金融・商権機能は、上海、深センなどに分散する。

上海・深センの経済規模は、既に香港より大きく、また上海の証券市場は、香港市場よりも時価総額が高い。よって、人民元が国際通貨として機能するのであれば、香港ではなく、これらの地域を金融都市として伸ばしていけばよい事になる。

以上